



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 99/2019年3月号

発行日：2019年3月11日

3月決算の会社はそろそろ懸念事項などの打ち合わせを行っている時期でしょうか。今年はGWが10連休と、決算スケジュールにも注意を払っていかねばいけません。決算発表直前で慌てないよう、十分な事前検討を進めてまいりましょう。

I. 最新情報（2019年2月1日～2019年2月28日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 2月1日	実務 指針	「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針の一部改訂について	国立大学法人等の会計に関する認識、測定、表示及び開示について定める「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（以下「国立大学法人会計基準」という。）が、2018年6月11日に改訂されたことを受け、文部科学省及び日本公認会計士協会は、国立大学法人会計基準の実務上の留意点を定める「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に	—

			<p>関する実務指針」(以下「実務指針」という。)を改訂いたしましたのでお知らせいたします。</p> <p>2017年4月の国立大学法人法の一部改正の施行により、国立大学法人等の財務基盤の強化を図ることを目的に、国立大学法人等の資産の有効活用を図るための規制緩和がなされています。また、国立大学法人等が財源の多元化を図っていく中で、従来想定されていなかった国や地方公共団体以外の団体からの補助金等が増加しています。</p> <p>こうした背景を踏まえ、国立大学法人等の財務状況をより適切に開示する観点から、実務指針の見直しを行ったものです。</p> <p>なお、改訂後の実務指針については、平成30事業年度から適用されます。</p> <p>検討に当たっては、2018年11月16日から12月17日までの期間にわたり公開草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とそれらに対する対応は、『「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」(公開草案)に対するコメントの概要及び対応について』に記載しておりますのでご参照ください。</p>	
--	--	--	---	--

5. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

6. 監査 (監査基準委員会等)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 2月26日	公開 草案	「監査基準委員会報告書 610 「内部監査の利 用」、監査基準委 員会報告書 315「企業及び	監査基準委員会では、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) において検討された内部監査プロジェクト (2013年3月に改訂版のISA315 及びISA610 を公表) 及び財務諸表の注記事項の監査を強化するプロジェクト (2015年7月に改訂版のISA315 等を公表) に対応すべく、関連する監査基準委員会報告書の改正の	—

		<p>企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」及び関連する監査基準委員会報告書の改正について」（公開草案）の公表について</p>	<p>検討を行ってまいりました。内部監査、注記の監査それぞれのプロジェクトに対応して検討した監査基準委員会報告書等は以下のとおりです。</p> <p>改正する監査基準委員会報告書</p> <p>610 内部監査人の作業の利用</p> <p>315 企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価</p> <p>200 財務諸表監査における総括的な目的</p> <p>240 財務諸表監査における不正</p> <p>300 監査計画</p> <p>320 監査の計画及び実施における重要性</p> <p>330 評価したリスクに対応する監査人の手続</p> <p>450 監査の過程で識別した虚偽表示の評価</p> <p>適合修正（監査報告書関係を含む）</p> <p>250 財務諸表監査における法令の検討</p> <p>580 経営者確認書</p> <p>501 特定項目の監査証拠</p> <p>550 関連当事者</p> <p>560 後発事象</p> <p>監査基準委員会研究報告第 5 号「保証業務実務指針 2400 に係る Q&A」</p> <p>このたび、一応の検討を終えたため、以上の監査基準委員会報告書等を公開草案として公表し、広く意見を求めることにいたしました。</p>	
2019年 2月27日	報告書	<p>「監査基準の改訂に関する意見書」に対応する監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報</p>	<p>日本公認会計士協会（監査基準委員会）は、企業会計審議会から 2018 年 7 月 5 日付けで公表された「監査基準の改訂に関する意見書」に対応するため、関連する監査基準委員会報告書等の新設及び改正について検討を行ってまいりました。このたび、2019 年 2 月 21 日に開催された常務理事会の承認を受けて、以下の監査基準委員会報告書等を 2019 年 2 月 27 日付けで公表しましたのでお知らせします。</p>	—

		告」等の公表について	<p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」 <p>改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」 ・監査基準委員会報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」 ・監査基準委員会報告書 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」 ・監査基準委員会報告書 210「監査業務の契約条件の合意」 ・監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」 ・監査基準委員会報告書 570「継続企業」 ・監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」 ・監査基準委員会報告書 230「監査調書」 ・監査基準委員会報告書 510「初年度監査の期首残高」 ・監査基準委員会報告書 710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」 ・品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」 <p>検討に当たっては、2018年10月19日から11月30日までの期間にわたり公開草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて掲載しておりますのでご参照ください。</p>	
2019年 2月28日	公開 草案	監査・保証実務委員会実務指針「産業競争力強化法における事業再編計画及び特別事業再編計画の認定申請書	<p>日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）では、専門業務実務指針 4400「合意された手続業務に関する実務指針」（2016年4月27日 2018年3月20日改正）が公表されたことを受け、関連する実務指針等の適合修正を進めております。</p> <p>この度、監査・保証実務委員会研究報告第27号「産業競争力強化法における事業再編計画及び特定事業再</p>	—

		<p>に添付する資金計画に対する合意された手続業務に関する実務指針」(公開草案)の公表について</p>	<p>編計画の認定申請書に添付する「資金計画に係る公認会計士又は監査法人の報告書」に関する研究報告」(2013年6月4日 2014年6月3日改正)の見直し及び実務指針化に向けた検討を終えたため、監査・保証実務委員会実務指針「産業競争力強化法における事業再編計画及び特別事業再編計画の認定申請書に添付する資金計画に対する合意された手続業務に関する実務指針」(公開草案)として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>なお、本実務指針の確定版の公表をもって、監査・保証実務委員会研究報告第27号「産業競争力強化法における事業再編計画及び特定事業再編計画の認定申請書に添付する「資金計画に係る公認会計士又は監査法人の報告書」に関する研究報告」は役割を終了し、廃止となる予定です。</p>	
2019年 2月28日	実務 指針	<p>業種別委員会実務指針第62号「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」</p>	<p>日本公認会計士協会(業種別委員会)は、2019年2月21日に開催されました常務理事会の承認を受けて、業種別委員会実務指針第62号「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」を2月28日付けで公表しましたのでお知らせします。</p> <p>本実務指針は、「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第77号)の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」(年企発0622第1号平成30年6月22日)の発出により、一部改正された「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)別紙2の2(4)③イの規定に基づき、一定規模以上の総合型確定給付企業年金基金へ、公認会計士等による会計監査又は合意された手続の実施が求められることとなったことを受けて公表するものです。</p> <p>公認会計士等による会計監査は、従前から任意監査として行われるケースがあり、既に業種別委員会実務指針</p>	—

			<p>第53号「年金基金の財務諸表に対する監査に関する実務指針」を公表しておりますが、合意された手続については新規に導入されることとなります。</p> <p>本実務指針の取りまとめに当たっては、2019年1月17日から2019年2月7日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて公表いたします。</p>	
--	--	--	---	--

7. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 2月22日	意見	「記述情報の開示に関する原則（案）」に対する意見の提出について	<p>2018年12月21日に金融庁から「記述情報の開示に関する原則（案）」が公表され、広く意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会では、この公開草案に対する意見を取りまとめ、2019年2月1日付けで金融庁に提出いたしましたのでお知らせします。</p>	—
2019年 2月26日	意見	東京証券取引所「市場構造の在り方等の検討に係る意見募集（論点ペーパー）」に対する意見の提出について	<p>2018年12月21日に株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）から「市場構造の在り方等の検討に係る意見募集（論点ペーパー）」が公表され広く意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会では、この論点整理ペーパーに対する意見を取りまとめ、2019年1月31日付けで東証に提出いたしましたのでお知らせします。</p>	—

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

平成31年1月31日に、内閣府令第3号「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（以下「本改正」という。）が公布されていますため、簡単に概要をまとめたいと思います。

1. 改正された府令等

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

企業内容等の開示に関する内閣府令（開示府令）

企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）

2. 本改正の概要

「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の提言を踏まえた改正の概要。

(1) 財務情報及び記述情報の充実

- ① 経営方針、経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を含めた記載を求める（開示府令第二号様式 記載上の注意（30）、第三号様式 記載上の注意（10）等）。
- ② 事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明を求める（開示府令第二号様式 記載上の注意（31）、第三号様式 記載上の注意（11）等）。
- ③ 会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識の記載を求める（開示府令第二号様式 記載上の注意（32）（g）、第三号様式 記載上の注意（12）等）。

(2) 建設的な対話の促進に向けた情報の提供

- ① 役員の報酬について、報酬プログラムの説明（業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等）、プログラムに基づく報酬実績等の記載を求める（開示府令第二号様式 記載上の注意（57）、第三号様式 記載上の注意（38）等）。
- ② 政策保有株式について、保有の合理性の検証方法等について開示を求めるとともに、個別開示の対象となる銘柄数を現状の30銘柄から60銘柄に拡大する（開示府令第二号様式 記載上の注意（58）、第三号様式 記載上の注意（39）等）。

(3) 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組

- ① 監査公認会計士等を選定した理由及び方針（解任または不再任の決定の方針を含む）、監査役及び監査役会が監査公認会計士等又は会計監査人の評価を行った旨及びその内容の開示を求める（開示府令第二号様式 記載上の注意（56）d（c）・d（e）、第三号様式 記載上の注意（37）等）。
- ② ネットワークファームに対する監査報酬等の開示を求める（開示府令第二号様式 記載上の注意（56）d（f）i・ii・iii、第三号様式 記載上の注意（37）等）。
- ③ 監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査期間（開示府令第二号様式 記載上の注意（56）a（b）・d（a）ii、第三号様式 記載上の注意（37）等）。

(4) その他

最近5年間の株主総利回りの推移について、提出会社が選択する株価指数における最近5年間の総利回りと比較した記載を求める（開示府令第二号様式 記載上の注意（25）f、第三号様式 記載上の注意（5）等）。

3. 適用時期

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

公布の日から施行されています。なお、改正後の規定の適用時期は、以下のとおりです。

- (1) 上記「(2) 建設的な対話の促進に向けた情報の提供」欄に記載の項目等は、平成31年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用。(注)
- (2) (1)以外については、平成32年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用。ただし、平成31年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からの適用可。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703